

公的信用保証制度の長期的効果についての実証研究

一橋大学大学院

近藤隆則

日本の中小企業向け貸出市場における公的信用保証制度のプレゼンスは大きい。特に1990年代末の平成金融危機の際に大規模な「特別信用保証」制度が導入され、その金融円滑化効果や倒産防止効果や多額の財政負担について様々な議論がなされ、貸し手・借り手のモラル・ハザードも問題にされた。さらに2008年を頂点とするグローバル金融危機時にも「緊急保証」制度が実施されたこともこの分野の議論と研究を増やすことになった。

しかし金融円滑化効果等についての先行研究の結論は、肯定的なものから否定的なものまでまちまちであり、共通の認識が得られているとは言い難い。しかも先行研究の分析の対象は特別信用保証や緊急保証が実施されていた期間にほぼ限定されており、そうした金融危機時も含めて長期的に日本の公的信用保証の効果がいかなるものかは明らかにされていない。本稿は、日本の公的信用保証が金融円滑化や企業パフォーマンスに対してどのような効果があったのかを、二度の金融危機を含む1998年度から2010年度までの13年間の都道府県のパネル・データに基づいて実証分析した。

主要な実証結果は以下の通りである。第一に、中小企業向け貸出に対する公的信用保証の効果を見ると、公的信用保証がプロパー貸出（信用保証の付かない貸出）を増やすような補完的效果を持つとは言えないものの、金融機関のリレーションシップ・バンキング機能やメインバンク機能を増進することによって、プロパー貸出を増やす効果を持ち得る。

第二に、公的信用保証には倒産防止効果や新規開業促進効果が認められ、特に金融危機時にはその効果が大きい。しかし一定規模を超えて利用されると公的信用保証はむしろ限界的に倒産を増やし新規開業を減らす逆効果に転ずる。日本で設けられた条件の緩い信用保証は、その利用量が一定水準を超えて増えると、貸し手や借り手のモラル・ハザードを通じて存続不可能な企業にまで行き渡るようになり、そうした非効率企業の存在が地域経済の非効率を生じさせ、倒産を増やし新規開業を阻害するためであると考えられる。